

鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第1号

鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 尚徳町地区地区整備計画の部公共公益施設地区の項第10項中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表的場地区地区整備計画の部住宅地区②の項第5項中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同部住宅地区②の項第7項第27号中「第130条の9の3」を「第130条の9の6」に改め、同表若葉台南第一地区地区整備計画の部業務地区の項第7項中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表南吉方地区地区整備計画の項第10項中「別表第2（ぬ）項第1項」を「別表第2（る）項第1項」に改め、同表津ノ井北地区地区整備計画の部近隣商業地区の項第12項中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表若葉台北地区地区整備計画の部産業業務地区の項第7項中「別表第2（ぬ）項第1項」を「別表第2（る）項第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。